

鳥取県公報

目 次

◇告示 保険医療機関等の指定（保険課）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての

適否の決定（水産課）

都市計画の変更予定（都市計画課）

開発行為に関する工事の完了（〃）

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当該日は、その)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
尾崎医院	八頭郡八東町大字才代一五八一五	平成八年十二月二十四日
古賀歯科医院	米子市天神町一丁目四八	平成九年一月十一日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町一三二一七	平成九年一月六日

鳥取県告示第三十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第二項の規定に基づき発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八条の二第二項に規定する用件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成九年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年一月二十一日

加 入 区	漁 業 の 区 分
酒 津 加 入 区	漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成9年1月21日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第6843号

2

鳥取県告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成九年一月二十一日から同年二月四日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成九年二月四日までに知事に意見書を提出することができる。

平成九年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・四・十号皆生温泉環状線及び三・四・十一号米子駅福生

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・十号皆生温泉環状線

変更する部分

米子市皆生字南林ノ上及び字長谷

2 三・四・十二号米子駅福生線

変更する部分

米子市皆生字南林ノ上及び字長谷並びに上福原字下場屋敷通

鳥取県告示第三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年三月十九日 鳥取県指令都計三十一第十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字背戸田、字小金田、字細田、字田村田及び字中沢

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一一五

株式会社海南開発
代表取締役 森岡 大之郎